

高額介護サービス費の算定誤りについて

1 概要

介護保険では、介護サービスの1か月あたりの利用者負担額の合計額(同一世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合算額)が一定の上限額を超えた場合にその上限額を超えた分を支給する制度(高額介護サービス費)がある。

今般、高額介護サービス費の算定についてシステム上の誤りがあり、高額介護サービス費の一部に過少支給が生じていたことが判明した。

2 内容

(1) 誤り内容

介護保険システムで高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療対象者が訪問看護等の介護サービスを利用したときの利用者負担額を、利用者負担世帯合算額に含めずに計算していた。

(2) 高額介護サービス費の算定方法

$$\boxed{\text{利用者負担世帯合算額}} - \boxed{\text{利用者負担上限額}} = \boxed{\text{高額介護サービス費}}$$

※公費負担医療対象者の高額介護サービス費算定例

(介護保険利用者負担割合：1割・利用者負担上限額：44,400円の場合)

			9割	1割	
公費負担の有無	介護保険サービス	費用総額	保険給付額	公費負担額	利用者負担額
なし	訪問介護	300,000円	270,000円	0円	30,000円(A)
なし	通所介護	200,000円	180,000円	0円	20,000円(B)
あり	訪問看護	100,000円	90,000円	9,500円	500円(C)

【誤った算定】 30,000円(A)+20,000円(B) - 44,400円 = 5,600円

【正しい算定】 30,000円(A)+20,000円(B)+ 500円(C) - 44,400円 = 6,100円

3 追加支給対象

(1) 対象期間 ※時効2年(介護保険法第200条)

令和2年2月～令和3年10月利用分

(2) 対象者

69世帯69人(延べ545人)

(3) 対象金額

計943,120円

※上記の対象者および金額は、現時点における概算(速報値)であり、今後の確認手続き等により変動する可能性がある。

4 対応

(1) 高額介護サービス費を誤って少なく支給又は支給していなかった可能性のある方に対して、お詫びと消滅時効の進行を中断するために通知を2月25日に郵送した。

(2) 当該算定の誤りを解消するためのシステム改修を可能な限り早急に実施する。

(3) システム改修が完了し次第、金額を確定し追加支給対象分を支給する。

5 再発防止

制度改正等に伴うシステム改修にあたっては、適用条件の確認を確実に行うとともに、検証作業におけるチェックを強化することにより、再発防止に努める。